

令和6年生駒市農業委員会9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年9月9日(月)午後14時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 吉岡 浩 補佐 坂本 親穂

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地転用工事完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 農政なら

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と2番 奥野委員、3番 田中委員に
お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、奈良交通獅子ヶ丘団地口バス停の東約150mにある高
山町地内の農地4筆

申請理由について

本申請について、まずNo.2～4の農地については、この後の報告案件の中にもあるが、譲
渡人と譲受人の兄との間で小作契約が結ばれていたものを農地法第18条第6項にて合意
解約の手続きを行っており、その後本申請が出てきている。

No.1～4の農地について、譲渡人は高齢であり、先程申したように一部農地を小作してもら
いながら、また生駒市の特定農地貸付制度を利用しながら、何とか農地を維持してこられた。
一方譲受人は父親から多くの農地を相続し、本申請に隣接する農地を所有し耕作しておら
れ、申請農地についても引き続き水稻を作付する予定である。

なお、譲受人の住所地が千葉県市川市となっているが、元々は高山のかたで、定年を機
に本人のみ実家へ戻り相続した農地を耕作しており、所有する農地の法面の樹木の伐採や
肥料の作成、野菜の作付けなど、精力的に活動されている。余談だが、奥様のご家族の関
係で現在異動できないが、数年後には奥様も高山町に転入される予定と聞いている。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、
許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局から説明のあったように、この農地は元々譲受人の亡祖父が所有しており譲渡人とは
親戚関係にあった。その農地を譲受人の亡祖父が譲渡人の亡父親に渡した。現在は譲渡人も
高齢になっており、譲受人については周囲の農地約7反ほど耕作されている。譲受人が千葉

に住んでいたときは譲受人の姉がこの農地を管理し姉夫婦が耕作をしていた。譲受人が農地を相続されると同時に全て渡された。そして現在、譲受人が戻ってこられ耕作されている。住民票については先ほど説明があったように奥様のご家族の関係で、譲受人の住所を生駒市に移すのが難しいが、ゆくゆくは奥様もこちらに住所を移し一緒に農業をしていくと聞いている。現地調査の時には奥様も帰ってきておられ、一緒に田の草取りをしていた。農機具等についても譲受人の姉が使っていたトラクター等の農機具は全て譲渡されている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地転用工事完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1、No.2及びNo.5からNo.13までは相続により所有権を取得された農地、No.3、No.4については相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1については地図番号(2)で、近鉄生駒線菜畑駅の東約50mのところにある中菜畑1丁目地内の農地である。令和6年8月2日付で転用の届出がなされた土地が東隣にあり、今回の届出の東隣が開発区域であり、その道路の法面部分にあたる場所である。そのため道路用地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

No.1からNo.4だが、この農地の北側が通行できないような場所で、農地をつぶして道として広げられた部分があり、その部分を引いた面積で小作契約をされていたものである。

No.6からNo.8は先ほどの議案第1号で出てきた農地で、小作契約を解約された後に農地法第3条の許可を申請されたという流れである。

報告第4号「農地転用工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、許可後、転用工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹 生駒市長より「生産緑地の取得の斡旋について」の依頼文が届いている。8月26日付けで、生産緑地法第10条の規定により買取申出があった。なお記載のとおり、該当者があった場合は、3カ月以内に所有権移転が必要となるため、3条許可申請を今年9月中に申請していただく形となる。流れとしては、3条許可申請書を9月中に不備なく提出していただき、10月定例会に審議・承認許可、10月17日までに所有権移転登記となる。2ページには、地番・面積・買取希望価格。3、4ページには、位置図が添付されている。

○主幹 中・南地区へ目標地図作成のためのアンケートを発送した件について説明

7月23日に市内、市外合わせて1090件発送

8月末〆切で、本日までに郵送での回答422件、インターネットでの回答40件、合計462件
約42.3%の回答率

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○委員 農業者年金の研修会の報告

○局長 農政ならについて説明

○局長 全国農業新聞の記事について報告

○局長 法人が農業に参入する場合の要件について説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 事務局長からの説明の補足になるが、さきほど議決権の過半とあったが、一人で51%以上を持っているという事だと思うが、農業関係者以外が2分の1未満とあるので、一人が50%ずつだ

と満たさないという事だと思う。法人形態は株式会社が主になると事務局長が言っていたが、合同会社や合名会社も認められているが、実務上は株式会社がいいと思う。もしも農地を所有しようと思っているかたがいたら私個人的には株式会社をおすすめしたい。何故かという、株式会社は権利が100あったらそれを70と30などに分けることができる。合同会社は一人一票になる。この場合だと2人で合同会社を作るとしたら、どちらも2分の1ずつになり過半にならないと思う。3名集まって2名が農業関係者以外になると問題になると思う。合同会社を作る場合は10万円ほどで、株式会社の場合は30万円ほどなので合同会社を作りたがるかたがいるが、農地を所有するという目的で会社を作るのであれば個人的には株式会社以外は使いにくいのではないかと思う。

- 委員 認定農業者というのが農業者年金の加入の条件などで入ってくることがあるが、認定農業者はどうやったらなれるのか、どういう人が認定農業者なのか教えて欲しい。
- 局長 市町村長が認定することになっており、生駒市の場合は農林課で決裁を上げて、市長が認定する。年間所得と労働時間の目標を上げて、それが農林課で認められれば認定農業者となる。そうなればいろんな国の補助や融資などを受けやすくなる。また生駒市の場合は農業委員会委員の中には認定農業者のかたはいないが、全国的には認定農業者の方を農業委員会に何割以上入れないといけないという規定があるが、生駒市の場合は元々人数がいなかったためこの中にはいない。
- 議長 今現在、農地所有適格化法人は生駒市にあるのか。
- 局長 現在のところ、農地所有適格化法人はない。この要件に合致して、3条申請をして農地を取得したケースはない。ただ、最初から法人で農地を所有しているところはある。農地法などできる前から農地を所有しているケースはあるかもしれない。
- 議長 今回の報告第4号にでてくる株式会社も農地所有適格化法人ではないということか。
- 局長 報告第4号は転用行為である。
- 委員 太陽光の設置について教えて欲しい。太陽光の設置要件というのが生駒市であると思うが、農業委員会に提出する書類は太陽光を設置する工事をする業者が農地を貸借や売買するというかたちで提出されていると思う。
- 局長 申請については費用負担をして設置されるかたと、土地所有者との連名でいただく。工事業者は所有者から依頼を受けて工事をされているだけなので、そのかたから申請をされることはないかと思う。農地転用に際しては農地法だけでなく他法令も全てクリアできるものでないと申請を進めていくことはできないと考えている。
- 委員 太陽光に関して、農業委員会で書類を見ていただき、その書類が市の規定など問題がなければ推進委員として判子を押してもいいのか。
- 主査 周辺農地への被害防除で農家区長の判子をもっている。問題がなければ判子を押してもらっていい。
- 局長 農地の転用の場合、周りの農地に悪影響がないか等判断して問題がなければ、最終的にどうするかは10名の農業委員で決定する。農家区長や推進委員が判断するのではなく、農業委員会の場で議決し進達するか等を決定する。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和6年10月10日(木)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和6年10月4日(金)

10月3日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後15時37分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 2番

農業委員 3番
